度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額	度に設置するため必要となる単独用地に係る経費に充てるため発行を許可された地方債、地方債計画に計上されない地方債、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第46号）第２条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第２項に規定する交付金（以下この表において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業復興事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、全国的に緊急に実施する公営企業緊急防災・減災事業に係る経費に充てるため平成23年度から令和４年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債を除く。）の額に相当する額（この表市町村の項第６号算式の符号ANの総務大臣が算定して通知した額の基礎となつた地方債の額を除く。符号E_n、符号G_n、符号K_n及び符号O_nにおいて同じ。）
D_{11}＝0.026	D_{11}＝0.026
D_{12}＝0.025	D_{12}＝0.025
D_{13}＝0.027	D_{13}＝0.027
D_{14}＝0.024	D_{14}＝0.024
D_{15}＝0.021	D_{15}＝0.024
D_{16}＝0.024	D_{16}＝0.024
D_{17}＝0.025	D_{17}＝0.025
D_{18}＝0.023	D_{18}＝0.023
D_{19}＝0.023	D_{19}＝0.023
D_{20}＝0.02334	D_{20}＝0.02336
D_{21}＝0.02248	D_{21}＝0.02248
D_{22}＝0.02205	D_{22}＝0.02206
D_{23}＝0.02168	D_{23}＝0.02169
D_{24}＝0.02176	D_{24}＝0.02180
D_{25}＝0.02199	D_{25}＝0.022
D_{26}＝0.022	D_{26}＝0.022
D_{27}＝0.020	D_{27}＝0.020
D_{28}＝0.0202	D_{28}＝0.0203
D_{29}＝0.0205	D_{29}＝0.0205